附　則

この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十九年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十八年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第五百四号**

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第三条第一項の規定に基づき、漁業経営の改善に関する指針（平成十四年六月二十六日農林水産省告示第千二百五号）の全部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十九年三月三十一日

農林水産大臣　山本　有二

漁業経営の改善に関する指針

一　漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために行う漁業経営の改善に関する事項

我が国の漁業は、生産量が減少するとともに、国内の水産物消費が伸び悩む中で、その経営は厳しい状況に直面しており、適切な資源管理による持続的な水産資源の利用の重要性がますます高まるとともに、多様化する消費者ニーズに即した水産物を供給することが求められている。また、水産物貿易をめぐる国際環境の変化に対応し、収益性の高い操業体制への転換を進め、競争力を強化していくことが重要な課題となっている。

今後とも国民に対して水産物を安定的に供給するという使命を果たしていくためには、このような我が国の漁業をめぐる環境の下で、限られた水産資源を持続的に利用しつつ、競争力に優れた漁業活動を安定的に行い得る効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、これを今後の漁業生産を担っていく主体としていくことが必要である。

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条の規定に基づく漁業経営改善制度（以下「本制度」という。）は、このような漁業を取り巻く課題を踏まえ、計画的な資源管理や漁場改善に取り組む漁業者及びそのような漁業者を構成員とする漁業協同組合等（以下「漁業者等」という。）による漁業経営の改善を支援することにより、効率的かつ安定的な漁業経営を育成することを目的とするものである。

一方、漁業現場においては、水産業を核として地域の所得向上を目指す計画である浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン（以下「浜プラン等」という。）に基づく地域主体の漁業経営の改善の取組が行われており、当該取組に対して水産施策を重点化しているところである。

今後、漁業経営の改善を進めようとする意欲ある漁業者等には、浜プラン等に基づく地域主体の取組と連携しつつ、自らの経営状況や経営資源の実情、消費者や実需者のニーズ、資源量の動向、生産構造の展望等を総合的に勘案して、生産コストの削減、付加価値の向上等に向けた取組を、自らの創意工夫を生かして具体化していくことが期待される。

二　漁業経営の改善の内容に関する事項

イ　漁業経営の改善の考え方

我が国の周辺水域はもともと資源の豊かな漁場であり、また、我が国には水産に関する多くの技術や知見がある。漁業者は、これらを最大限に活用できるよう、漁業種類単位の画一的な取組ではなく、個々の創意工夫を生かした多様な取組を具体化していく必要がある。

このような取組の具体化に当たっては、漁業者には、自らの経営環境や新規の設備投資に当たっての費用対効果について十分に見極め、過剰な設備投資により漁業経営を悪化させることのないようにする必要がある。一方、水産資源の持続的な利用の確保は漁業経営の継続の前提となるものであり、いかに経営改善に対する効果が高くとも、資源状況に照らして過大な設備投資や、地域で定められた資源管理に関する取決めに反する取組等は適当でない。

ロ　対象漁業者

本制度の対象とする漁業者は、次に掲げる計画的な資源管理又は漁場改善に取り組む者とする。

(1)　国及び都道府県が作成する資源管理指針に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量制限、漁具制限等の資源管理措置について記載した資源管理計画の作成及びその確実な実施

(2)　持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき漁業協同組合等が作成する漁場改善計画の確実な実施

ハ　漁業経営の改善の措置

本制度により漁業経営の改善を進めようとする漁業者等には、次に掲げる漁業経営の改善の措置の類型に応じ、次に例示するような具体的な取組の実施が求められる。

(1)　漁船その他の施設の整備　老朽化した漁船の代船の導入、高性能冷蔵庫の導入、水産加工施設の設置等

(2)　生産方式の合理化　低燃費機関を装備した漁船等省エネルギーの目的に沿った漁船の導入、自動給餌機等の機械の導入、研修の受講を通じた効率的な作業方法の導入等

(3)　経営管理の合理化　過剰な設備の処分、内部留保の蓄積等による財務内容の改善、個人経営体からの法人化及び協業化等

(4)　その他の措置　加工、流通分野への進出、異業種との連携、業種の転換、販売先の開拓、団体と共同して行う加工品の開発等

三　漁業経営の改善の実施方法に関する事項

漁業経営の改善の実施に当たっては、漁業者等は、経営の現状を客観的に把握するとともに、実施しようとする措置の費用対効果について十分な検証を行う必要がある。また、経営改善を着実に進めていくためには、目標値とこれに対する達成度を常に把握し、その結果を踏まえて対応策を検討することが重要である。

このため、本制度においては、定量的な目標の下で、経営の相当程度の向上のための取組を実施することとする。その際、個々の漁業者等が実現しようとする具体的な経営の向上の目標については、次のイからハまでに掲げる改善計画の三類型に応じ、それぞれに定める指標を用いることとする。なお、複数の漁業者等が共同して漁業経営の改善に取り組む場合の改善計画の申請については、全体としての指標と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができることとする。

イ　一般型

(1)　対象者　漁業経営の改善を進めようとする者

(2)　計画期間　五年

(3)　指標　計画期間における減価償却前利益（営業利益及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、付加生産額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかの伸び率が、基準値以上であること（これらの指標を初めて用いる場合の基準値は十五パーセントとし、直近の改善計画において基準値を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が次期改善計画の認定の申請を行う場合には、当該基準値から五パーセント削減した値を新たな基準値とすることができることとする。ただし、新たな基準値は五パーセントを下回ることはできない。）。

ロ　地域連携型

(1)　対象者　浜プラン等に基づく取組であって、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められる者

(2)　計画期間　三年以上五年以内

(3)　指標　計画期間における減価償却前利益の伸び率が、浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上であること。